

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	参考-1
第2表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	参考-2
第3表	職員の平均給与月額	参考-3
第4表	行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢	参考-4
第5表	職員の給料表別、級別、号給別人員	参考-5
第6表	職員の扶養親族数別人員	参考-30
第7表	職員の住居手当の支給状況	参考-32
第8表	職員の通勤手当の支給状況	参考-33
第9表	職員の単身赴任手当の支給状況	参考-34
第10表	職員の管理職手当の支給状況	参考-34
第11表	職員の地域手当の支給状況	参考-34
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	参考-35
第13表	職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較	参考-36

2 民間給与関係

	令和5年職種別民間給与実態調査の概要	参考-37
第14表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-38
第15表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	参考-39
第16表	企業規模別、職種別給与額等	参考-40
第17表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）	参考-46
第18表	民間における初任給の改定状況	参考-54
第19表	民間における家族手当の支給状況	参考-54
第20表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	参考-55
第21表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-55
第22表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	参考-56

3 生計費関係

	令和5年4月の標準生計費算定方法	参考-57
第23表	名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費	参考-58

4 労働経済関係

第24表	労働経済指標	参考-60
------	--------	-------

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適用人員等								
	令和5年4月(A)			令和4年4月(B)			増減(A)-(B)		
	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数
行政職給料表	9,487	40.9	18.6	9,503	41.0	18.8	△16	△0.1	△0.2
公安職給料表	13,219	39.0	17.6	13,267	38.8	17.4	△48	0.2	0.2
教育職給料表(一)	9,371	41.8	19.1	9,571	42.1	19.4	△200	△0.3	△0.3
教育職給料表(二)	22,187	38.9	16.2	21,972	39.1	16.4	215	△0.2	△0.2
教育職給料表(三)	44	49.4	25.4	48	48.3	24.6	△4	1.1	0.8
研究職給料表	455	43.4	20.2	466	43.5	20.3	△11	△0.1	△0.1
医療職給料表(一)	50	51.1	26.2	51	52.0	26.5	△1	△0.9	△0.3
医療職給料表(二)	317	41.8	18.0	322	41.5	17.8	△5	0.3	0.2
医療職給料表(三)	426	41.3	17.6	461	41.4	17.8	△35	△0.1	△0.2
福祉職給料表	118	41.1	18.9	115	41.2	19.1	3	△0.1	△0.2
指定職給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
特定任期付職員給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
第二号任期付研究員給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
全給料表	55,677	39.9	17.5	55,779	40.0	17.6	△102	△0.1	△0.1

(注) 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表を、第二号任期付研究員給料表とは、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう(以下第6表まで同じ(第4表を除く。))。

2 再任用職員等は含まれていない(以下第11表まで及び第13表について同じ。)

3 △印は、減少を示す。

4 「x」は、人員が1人の場合である。

備考 上記の給料表のほかに、第一号任期付研究員給料表(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表をいう。)があるが、適用者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
	大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
行政職給料表	78.7	7.6	5.3	16.0	0.0	65.0	35.0
公安職給料表	59.3	0.2	5.0	35.7	0.0	89.4	10.6
教育職給料表(一)	95.3	12.1	3.1	1.5	—	57.3	42.7
教育職給料表(二)	97.6	5.9	2.4	0.0	—	48.3	51.7
教育職給料表(三)	15.9	—	77.3	6.8	—	6.8	93.2
研究職給料表	98.2	44.4	0.4	1.3	—	76.5	23.5
医療職給料表(一)	100.0	12.0	—	—	—	64.0	36.0
医療職給料表(二)	87.7	3.5	12.0	0.3	—	42.0	58.0
医療職給料表(三)	35.4	—	52.3	12.0	0.2	12.0	88.0
福祉職給料表	57.6	5.1	38.1	4.2	—	44.9	55.1
指定職給料表	100.0	—	—	—	—	100.0	—
特定任期付職員給料表	100.0	—	—	—	—	100.0	—
第二号任期付研究員給料表	100.0	100.0	—	—	—	100.0	—
全給料表	84.3	6.2	4.2	11.6	0.0	62.3	37.7
昨年の状況	83.8	6.1	4.4	11.8	0.0	62.6	37.4

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれ100と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給料表	区分	給与種目				平均給与月額 計
		給料	扶養手当	地域手当	その他	
		円	円	円	円	円
行政職給料表		324,532	7,702	29,204	16,821	378,259
公安職給料表		341,624	13,552	30,346	7,357	392,879
教育職給料表(一)		380,003	8,189	33,365	17,254	438,811
教育職給料表(二)		357,266	7,337	31,520	17,854	413,977
教育職給料表(三)		411,655	14,182	36,747	10,211	472,795
研究職給料表		361,968	10,098	32,867	23,850	428,783
医療職給料表(一)		559,026	9,470	99,681	211,923	880,100
医療職給料表(二)		338,395	5,562	30,037	23,344	397,338
医療職給料表(三)		338,468	4,242	29,370	9,952	382,032
福祉職給料表		347,355	7,631	30,346	9,728	395,060
指定職給料表		x	x	x	x	x
特定任期付職員給料表		x	x	x	x	x
第二号任期付研究員給料表		x	x	x	x	x
全給料表	令和5年4月(A)	351,807	9,014	31,209	15,255	407,285
	令和4年4月(B)	351,272	8,965	31,156	15,151	406,544
	(A) / (B) × 100	% 100.2	% 100.5	% 100.2	% 100.7	% 100.2

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当等である。
 4 「x」は、人員が1人の場合である。

第4表 行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢

区分 級	職員数	平均年齢	給与種目				平均給与月額 計
			給料	扶養手当	地域手当	その他	
	人	歳	円	円	円	円	円
10級	10	56.7	543,840	5,500	58,534	148,100	755,974
9級	24	58.3	511,838	4,583	58,231	133,196	707,848
8級	131	57.1	471,960	8,622	50,935	115,627	647,144
7級	307	56.3	447,973	11,655	46,521	90,653	596,802
6級	934	55.0	418,141	12,170	40,584	48,710	519,605
5級	1,667	51.7	399,327	13,829	35,386	6,334	454,876
4級	1,702	44.8	362,514	11,061	31,943	5,791	411,309
3級	1,713	37.7	297,333	6,557	25,986	8,511	338,387
2級	1,694	30.3	243,397	2,132	21,004	12,957	279,490
1級	1,305	24.3	204,518	81	17,447	7,265	229,311
全級	9,487	40.9	324,532	7,702	29,204	16,821	378,259

- (注) 1 給料には、給料の調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当、へき地手当等である。

第5表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1								1		1
2										2
3										5
4										
5					1					
6										
7			1							
8			10							
9	10		5							
10			4	1					2	
11			1						3	
12			15						6	
13	15	137	8						9	2
14	1	63	2	1					2	
15	1	62	1						2	
16		20	1	5					2	
17	20	119	8	9					2	
18	9	73	2	6				1	2	
19	3	45	4	8						
20	2	41	4	9						
21	20	111	54	6						
22	5	66	77	8						
23	1	47	58	19						
24	3	45	44	20						
25	41	102	72	26						
26	6	59	53	26				2		
27	3	56	68	22				1		
28	8	42	66	23				4		
29	224	89	85	21				10		
30	22	79	64	23				22		
31	13	46	57	29			1	23		
32	5	54	46	24			5	22		
33	219	85	59	27		1	11	18		
34	30	71	41	27			4	3		
35	15	65	51	27			21	6		
36	11	43	39	28	1		20	9		
37	212	25	44	21			9	4		
38	60	6	37	32			6	2		
39	21	7	33	26	1		20			
40	11	1	29	29			11	2		
41	184	4	45	22	4		13	1		
42	55	2	23	12	2		9			
43	43		26	18	1		10			
44	19		33	30	2		13			
45	10	2	28	15	6		7			
46	1		25	24	4		9			
47			26	23	4		13			
48	1		17	27			11			
49	1	1	18	17	1		7			
50		1	21	31	2		15			
51			16	23	3		1			
52			14	26	7	1	11			
53		2	20	33	1	1	12			
54		1	19	27	7	5	11			
55		2	10	30	1	13	5			
56			7	30	5	5	6			
57		2	17	28	4	12	8			
58			11	21	2	8	5			
59		3	8	21	9	3	4			
60			3	16	6	5				
61			3	16	4	9	2			
62		1	7	26	5	7	2			
63		1	4	21	10	6	1			
64			4	22	11	7	3			
65		2	9	27	10	9	21			
66			4	23	9	7				
67		2	4	21	8	12				
68			3	19	9	17				
69			2	16	11	14				
70		1		17	22	21				
71				13	25	15				
72		1	3	9	32	28				
73		1	6	20	42	34				
74		1	1	15	48	36				
75			5	14	60	45				
76			1	16	55	34				

号給	職務の級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			1	22	53	34				
78			1	18	55	32				
79			2	21	78	46				
80		1		24	60	30				
81			4	23	67	38				
82			1	21	60	33				
83			2	23	74	32				
84		1	2	17	56	36				
85			4	23	63	298				
86				21	61					
87			1	18	41					
88			4	15	58					
89		1	2	15	56					
90			3	16	55					
91				17	39					
92			5	15	51					
93		1	2	19	305					
94			1	8						
95			3	14						
96			1	12						
97			3	68						
98										
99		1	2							
100			5							
101			5							
102			3							
103			4							
104			1							
105			3							
106			3							
107			5							
108			6							
109			6							
110			2							
111			2							
112			4							
113			34							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	1,305	1,694	1,713	1,702	1,667	934	307	131	24	10

適用職員数	9,487人
-------	--------

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0は空欄とした。以下第5表の各表について同じ。指定職給料表、特定任期付職員給料表及び第二号任期付研究員給料表は人員が1人であるため、掲載していない。

公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	84								
8									
9	16								
10	1								
11	76		1						
12	3								
13	38								2
14	18								
15	3	190							
16	2	4	3						1
17	122	7	2	1					
18	5	4							
19	18	167	1						
20	9	7	5		1				
21	94	80	4						
22	5	21	2						
23	44	59	4	1	1				
24	10	182	5	1	1				
25	80	102	5	2	1				
26	7	18	2	4	1				
27	37	33	11	1					
28	4	167	11	1				1	
29		65	7	4	1				
30		42	7	2	1	1			
31		45	22	4					
32		148	26		3	1			3
33		65	13	1	2	1			10
34		44	13	7	1				6
35		50	40	23	2	1			6
36		155	72	35	1	1			5
37		74	48	27	3				1
38		45	46	36	3	1		1	8
39		32	58	56	1				2
40		126	80	43	2	2			7
41		53	63	65	3				5
42		44	63	33	8				3
43		39	73	58	2		1		3
44		81	67	42	5				
45		57	74	56	5	3			2
46		27	52	57	10	2	1	4	
47		21	67	55	7	3		4	3
48		18	66	58	5	2	1	15	1
49		3	74	62	21	2	2	11	
50		6	60	53	9	2	5	7	
51		7	39	43	13	4		7	
52		7	48	55	12	3	1	5	1
53		1	48	58	19	10	2	9	
54		2	37	68	17	7		7	
55		3	53	55	26	4	12	6	
56		5	38	67	23	8	10	1	
57		1	42	67	22	6	21	6	2
58			43	68	25	2	18	3	
59		2	30	64	20	8	18	10	
60		2	41	61	31	7	11	2	
61		1	35	67	29	5	16	5	
62		1	32	80	20	3	12	4	
63			29	70	39	5	11	2	
64		2	32	63	32	8	11	2	
65		2	29	69	21	5	12	3	
66		1	22	67	37	8	10	1	
67			26	90	37	8	7	4	
68			25	85	25	6	11	1	
69		1	24	80	26	12	10	2	
70			17	72	27	3	7	4	
71			17	86	22	3	6	2	
72		1	22	58	33	4	13	2	
73		1	24	75	67	6	12	12	
74			22	78	36	8	9		
75			22	83	36	3	6		
76		1	30	74	34	5	8		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77		1	22	79	49	4	11		
78			28	83	23	12	3		
79			16	77	32	6	10		
80			21	69	38	11	5		
81			20	63	45	4	3		
82			17	81	31	4	7		
83			23	64	27	8	4		
84			20	72	31	2	4		
85			16	64	28	4	79		
86			13	61	27	4			
87		1	17	56	27	3			
88			20	51	26	3			
89			18	55	33	6			
90			15	54	29	4			
91			14	46	25	7			
92			16	52	39	1			
93			16	44	44	77			
94		1	13	39	29				
95			12	33	36				
96			9	37	32				
97			9	41	30				
98			10	33	33				
99			1	29	27				
100			13	41	31				
101			6	36	25				
102			11	17	31				
103			6	21	19				
104			8	23	32				
105			6	20	22				
106			4	22	20				
107			3	23	18				
108			6	30	22				
109			6	20	196				
110			8	24					
111			3	16					
112				20					
113			5	13					
114			6	18					
115			7	18					
116			3	15					
117			2	20					
118			2	14					
119			3	10					
120			6	18					
121			3	10					
122			2	13					
123			4	12					
124			3	11					
125			2	15					
126			3	15					
127			4	27					
128			5	26					
129			2	15					
130			1	21					
131			1	21					
132				21					
133			2	249					
134			2						
135			3						
136			1						
137			2						
138			1						
139			2						
140			1						
141			27						
142									
143									
144									
145		1							
計	676	2,326	2,525	4,769	1,986	333	390	143	71

適用職員数	13,219人
-------	---------

教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	1	95		
6				
7		3		
8		13		
9		81		
10				
11		18		
12		14		
13	1	20		
14		75		
15	2	17		
16		14		
17		57		
18	1	97		
19		12		
20		26		
21	1	51		
22	1	40		
23	1	105		
24	4	27		
25		44		2
26		52		1
27		113		4
28	2	23		11
29	3	50		4
30	4	63		12
31	1	53		5
32	1	88		12
33	4	49		8
34		50		21
35	1	67		12
36	2	94		15
37	4	45		13
38	3	43		5
39	3	71		7
40	1	49		9
41	2	88	1	4
42	1	48		5
43	3	44		3
44	5	80	1	3
45		117		1
46	1	58		2
47	1	61		2
48	1	85		4
49	5	55	2	2
50	3	98	1	1
51	2	55	2	4
52	4	71	2	3
53	3	67	3	2
54	7	96	2	1
55	2	60	7	1
56	1	63	3	1
57	1	64	5	
58	2	68	3	
59	2	86	3	1
60	3	60	5	
61	4	63	15	2
62	5	59	20	
63	2	57	15	
64	4	56	29	
65	7	81	22	
66	3	71	21	
67	3	56	19	
68	6	50	11	
69	4	71	16	
70	5	39	25	
71	2	58	9	
72	4	58	12	
73	4	48	6	
74	6	64	9	
75	3	55	9	
76	2	59	6	

職務の級 号給	1	2	3	4
77	3	63	6	
78	4	92	10	
79	2	56	10	
80	3	49	7	
81	2	59	2	
82	2	70	5	
83		46	2	
84	2	67	4	
85	5	47	5	
86	1	63	3	
87	2	52	2	
88	2	55	1	
89	2	65	1	
90	3	76		
91	3	61	1	
92	2	60	1	
93	1	60	6	
94	3	50		
95	1	68		
96	2	54		
97	1	62		
98	3	66		
99		65		
100	2	61		
101	2	57		
102	1	56		
103	2	50		
104	1	61		
105	2	65		
106		60		
107	1	42		
108	1	47		
109	2	63		
110	3	43		
111		47		
112	3	36		
113	1	55		
114	4	42		
115	2	37		
116	3	48		
117	3	47		
118		32		
119	2	49		
120		61		
121	1	45		
122		33		
123		36		
124	1	35		
125	1	36		
126		27		
127		39		
128	1	20		
129		32		
130		34		
131		39		
132		45		
133		31		
134		38		
135		36		
136	2	36		
137		53		
138	1	57		
139		35		
140		34		
141		88		
142		55		
143	2	36		
144	1	37		
145		28		
146		40		
147		38		
148		48		
149		44		
150		46		
151	2	87		
152	3	80		

職務の級 号給	1	2	3	4
153		637		
154	3			
155				
156	2			
157				
158	1			
159	1			
160	1			
161	19			
計	280	8,558	350	183

適用職員数	9,371 人
-------	---------

教育職給料表(二) (中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15		1			
16					
17		582			1
18		20			
19		18			1
20		31			2
21		595			33
22		20			86
23		48			107
24		57			66
25		130			52
26		462			48
27		41			59
28		34			45
29		168			37
30		486			48
31		53			46
32		52			32
33		190			38
34		133			26
35		420			31
36		64			25
37		133			26
38		150			21
39		440			10
40		65			19
41		121			18
42		161			9
43		161			19
44		350			13
45		111			10
46		125			11
47		158			9
48		357			7
49		78			6
50		117			3
51		141			5
52		155			5
53		305			2
54		111		1	1
55		122			2
56		164		2	6
57		314			2
58		81			5
59		104		1	
60		146		5	2
61		144		3	15
62		288		6	
63		104		1	
64		131		2	
65		173	1	6	
66		276		5	
67		102		11	
68		142		6	
69		158		9	
70		113	1	6	
71		251	1	8	
72		102	1	13	
73		112		18	
74		164		14	
75		151		13	
76		105		30	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77		249	1	34	
78		144		51	
79		116	3	93	
80		123	1	71	
81		236	1	71	
82		115		52	
83		151		54	
84		170	1	65	
85		132	1	72	
86		207	2	36	
87		133		40	
88		156	1	45	
89		166		39	
90		206	1	13	
91		141	1	11	
92		144	2	28	
93		164	2	30	
94		178	2	9	
95		108		8	
96		128	3	8	
97		137	2	7	
98		139	2	9	
99		133	1	2	
100		118	3		
101		186	1	1	
102		118	2	4	
103		164	2		
104		132		3	
105		187	1	4	
106		130			
107		154	2		
108		115	2		
109		165	2		
110		122			
111		112			
112		142			
113		103			
114		130			
115		93			
116		93			
117		120			
118		102			
119		84			
120		104			
121		105			
122		77			
123		78			
124		72			
125		73			
126		80			
127		66			
128		107			
129		91			
130		74			
131		79			
132		120			
133		90			
134		64			
135		70			
136		51			
137		65			
138		45			
139		67			
140		30			
141		39			
142		57			
143		57			
144		44			
145		50			
146		69			
147		46			
148		54			
149		60			
150		79			
151		58			
152		58			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
153	人	112 人	人	人	人
154		60			
155		71			
156		48			
157		37			
158		46			
159		48			
160		73			
161		51			
162		56			
163		72			
164		69			
165		653			
計		20,112	46	1,020	1,009

適用職員数	22,187 人
-------	----------

教育職給料表(三) (看護専門学校に勤務する学校長、副学校長及び教員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					1
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47		1			
48					
49					
50					
51					
52		1			
53				1	
54					
55					
56				1	
57		1			
58		1			
59					
60					
61		1			
62					
63					
64					
65		1			
66					
67		1			
68					
69		1			
70		1			
71		1			
72		1			
73		2			
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77		1			
78		1			
79					
80					
81					
82			1		
83					
84					
85			1		
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95		1	1		
96		1			
97		1			
98		1			
99		1	1		
100		1			
101			1		
102		1	1		
103		1	1		
104		1			
105					
106		1			
107					
108		2			
109					
110					
111					
112		1			
113		1	1		
114					
115					
116					
117					
118		1			
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125		3			
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計		33	8	2	1

適用職員数	44人
-------	-----

研究職給料表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5		4				
6						
7						
8						
9		5				
10						
11						
12						
13		6				
14		1				
15						
16						
17		8				
18		1				
19		1				1
20						
21		9				
22		2				
23		1				
24		2				
25		10				
26		3	1			
27		1				
28			2		1	
29		1	2		1	
30		5	2		1	
31		1	3		3	
32		1				
33		3	5			
34		2	1		1	
35		1	1		1	
36		3	2			
37		3	3			
38		2	1			
39		1	3			
40		2	3			
41		4	4			
42		2	5			
43		1	3			
44			4			
45		6	4			
46		2	1		1	
47		2	3			
48			2			
49		1	4			
50		4	2			
51		2	4			
52		1	2			
53		2	2	1		
54		3	1	2		
55		2	4	2		
56		1	2	9	1	
57		2	1	10		
58		4	3	4		
59		2		5		
60		8	1	4		
61		3	3	5		
62		2		4		
63		4	2	4		
64		2		4		
65		5	2	2		
66		3	2	2		
67		3		2		
68		2	3			
69		2	1			
70		1	1	2		
71		2	1			
72		1	3			
73		2				
74		1	3	1		
75		1	1			
76		1	2			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77					1	
78		1	1			
79		1				
80			2	1		
81			3			
82		1	6			
83		1	2			
84			4			
85			1			
86		1	3			
87		1	1			
88						
89			3			
90		1	2			
91			2			
92		2	4			
93		1	2			
94			2			
95			2			
96			8			
97			2			
98			7			
99			1			
100			3			
101			5			
102			1			
103			6			
104			4			
105			2			
106			3			
107			2			
108			5			
109			1			
110			2			
111						
112		1	1			
113			5			
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121		2				
計		176	203	64	11	1

適用職員数	455 人
-------	-------

医療職給料表(一) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		1			
18					
19		1			
20	1				
21					2
22		1			
23					
24					
25		1			
26					
27					
28					
29		1			
30					
31			1		
32			1		
33					
34					
35			1		
36					
37					
38					
39					
40					
41		1			
42					
43				1	
44					
45					
46			2	1	
47				1	
48			2		
49				2	
50					
51			1	1	
52				1	
53				1	
54				1	
55					
56					
57					
58			1		
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					
65			1		
66			1	1	
67					
68			1	1	
69					
70					
71			1		
72					
73			1		
74			1	1	
75				1	
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78				1	
79				1	
80				6	
81					
82			1		
83					
84					
85					
86					
87					
88			1		
89			2		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1	6	19	22	2

適用職員数	50 人
-------	------

医療職給料表(二) (病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9		1						
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17		12						1
18								1
19								
20								
21	2	9						
22								
23								
24	1	2						
25		3						
26		1			1			
27		1			1		1	
28					1		3	
29		5	3		3		3	
30		4	1		3		2	
31		1	1		2		1	
32		1	1				1	
33		2	5		1		5	
34		2	5				5	
35		1	1		3		1	
36			1	1	1		2	
37		3	8	1	1		1	
38			4	1	1		1	
39		2	6		2		3	
40			2		1		1	
41		4	5	2			1	
42		3	1				1	
43		2	4		3	1		
44		3	4	2				
45		1	5	4	2			
46			4	2	1			
47			4	1	1	5		
48			2			1		
49			3		1	2		
50			4	1				
51			3	1	3			
52			1	1	1	2		
53					2		1	
54				1	2			
55				1	1	8		
56				1	1	4		
57						3		
58						2		
59			1	2		2		
60						1		
61				1	1	3		
62				1	2	1		
63						2		
64						1		
65					1	1		
66				2	3	1		
67					1			
68					1			
69					1			
70				1				
71			1		1	1		
72								
73					1			
74								
75					2			
76								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
77	人	人	人	人	人	人	人	人
78				1	1			
79					1			
80					1			
81								
82								
83					3			
84					1			
85								
86					1			
87					1			
88								
89								
90								
91					1			
92					1			
93					4			
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	3	63	80	28	67	41	33	2

適用職員数	317 人
-------	-------

医療職給料表(三) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		5					
10							
11							
12							
13		11					
14							
15		6					
16							
17		14					
18		1					
19		10					
20		1					
21		5					
22							
23		6					
24		2					
25		8					
26		3					
27		5					
28		1					
29		5	1				
30		5			2		
31		6					
32		2	3				
33		1	4		2		
34		3	2				
35		2	2				
36		1	5				
37		10	2		1		
38		2	3		3		
39		5	1				
40		3	1	1			
41		2	2				
42		5	1				
43		1	2		1		
44		4	4	2			
45		3	4	3	2		
46		1	4	1		1	
47		7	2	2	2	1	
48		2	2	1		3	
49		3	2	3	2	1	
50			4			4	
51		2	3	1			
52		2	1			2	
53		1	3	1	1	2	
54		2		1			
55		1			1		
56			1	2	2	1	
57		1	1	2	2		
58							
59			1	2		1	
60					2	2	
61				1		1	
62		1		3			
63			1			3	
64				1	2	2	
65		1			1	4	
66				1	1	3	
67			1	1	1	1	
68		1			1	2	
69					2		
70				1	1	3	
71						3	
72					2	2	
73				1	2	2	
74				1	2	3	
75			1	2	2	1	
76				1		1	

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7
		人	人	人	人	人	人	人
77					1	1	4	
78					2		1	
79					2			
80						2		
81						2	2	
82					1	3		
83						2		
84					1			
85						1		
86								
87			1			1	1	
88					1			
89						2		
90						5		
91			1			2		
92								
93			1			20		
94					1			
95								
96				2	1			
97								
98					2			
99					1			
100								
101					1			
102								
103								
104			1					
105								
106								
107			1					
108								
109					2			
110					1			
111								
112								
113					1			
114			1					
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
153	人	人	人	人	人	人	人
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		169	66	53	81	57	

適用職員数	426 人
-------	-------

福祉職給料表 (児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	2					
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23	2					
24						
25	2					
26						
27	1					
28						
29	2	1				
30		1		1		
31	1					
32		1		1		
33	4	1				
34	1					
35		1	1			
36		1				
37		1				
38	1			1		
39						
40			1			1
41	3	4				
42		1			2	
43		2				
44	1	2				
45		1				
46	1			1		
47		3				
48		2				
49				1		
50	1			1		
51	3			1	2	
52	1	2		1	1	
53		2		1	1	
54		2			1	
55		1				
56	1	1			1	
57						
58					1	
59				1		
60		1				
61				2	1	
62						
63						
64				1		
65				1		
66						
67				1		
68				1		
69				1		
70		1				
71				1		
72				2	1	
73						
74			1	2		
75				2		
76						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
77						
78						
79				1		
80				2		
81						
82				1		
83						
84						
85						
86						
87			1			
88						
89						
90				2		
91				1		
92			1	1		
93		2	2	5		
94						
95						
96						
97						
98						
99		1				
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
153						
計	27	35	7	39	9	1

適用職員数	118 人
-------	-------

第6表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数									
						う ち 扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者 を 有 す る 者				
	行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他	行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他		
1 人	6,655	1,269	1,776	3,425	185	2,320	484	812	964	60
2 人	8,465	1,365	2,585	4,354	161	3,007	546	1,094	1,315	52
3 人	6,246	774	2,618	2,759	95	4,524	589	2,123	1,753	59
4 人	1,683	172	791	698	22	1,464	154	713	579	18
5 人	188	16	71	95	6	174	16	67	86	5
6 人	19	4	5	10	0	16	4	5	7	0
7人以上	5	0	1	4	0	5	0	1	4	0
計	23,261	3,600	7,847	11,345	469	11,510	1,793	4,815	4,708	194

- (注) 1 この表でいう「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 なお、全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。
 2 扶養手当の受給者の全職員に占める割合は、41.8%である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,576円（平均扶養親族数は2.16人）である。
 4 この表でいう「行政職」とは行政職給料表適用職員、「警察官」とは公安職給料表適用職員、「教員」とは職員をいう（以下第7表及び第8表について同じ。ただし、第8表の「その他」には、指定職給料表適用職員

うち 扶養親族である 子を有する者					うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者				
	行政職	警察官	教員	その他		行政職	警察官	教員	その他
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4,032	695	937	2,280	120	303	90	27	181	5
8,358	1,336	2,570	4,295	157	145	37	19	84	5
6,235	769	2,618	2,753	95	85	20	25	38	2
1,683	172	791	698	22	60	14	18	27	1
188	16	71	95	6	12	2	3	6	1
19	4	5	10	0	3	2	0	1	0
5	0	1	4	0	2	0	0	2	0
20,520	2,992	6,993	10,135	400	610	165	92	339	14

教育職給料表適用職員、「その他」とは研究職給料表適用職員、医療職給料表適用職員及び福祉職給料表適用、特定任期付職員給料表適用職員及び第二号任期付研究員給料表適用職員を含む。)

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
		行政職	警察官	教員	その他
受 給 者	人 13,656	人 2,471	人 2,765	人 8,026	人 394
手 当 月 額 11,000 円 者 以 下 の 受 給 者	26	2	6	17	1
手 当 月 額 11,100 円 以 上 28,000 円 未 満 の 受 給 者	5,831	958	1,047	3,664	162
手 当 月 額 28,000 円 者 の 受 給 者	7,799	1,511	1,712	4,345	231
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額	円 26,187	円 26,380	円 26,490	円 26,018	円 26,294

(注) 住居手当の受給者の全職員に占める割合は、24.5%である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
	行政職	警察官	教員	その他	
交通機関等のみ利用者	13,834	5,804	6,233	1,323	474
交通用具のみ使用者	34,700	2,406	3,427	28,081	786
うち加算対象者	346	131	28	181	6
交通機関等と交通用具との併用者	3,471	726	2,402	275	68
うち加算対象者	7	6	0	1	0
計	52,005	8,936	12,062	29,679	1,328
うち加算対象者	353	137	28	182	6
受給者1人当たり平均手当月額	10,215	15,314	15,045	6,471	15,708
交通機関等のみ利用者の1人当たり平均手当月額	16,928	17,203	16,426	16,769	20,598
交通用具のみ利用者の1人当たり平均手当月額	6,598	8,602	10,241	5,836	11,776
交通機関等と交通用具との併用者の1人当たり平均手当月額	19,628	22,458	18,317	21,768	27,067

- (注) 1 通勤手当の受給者の全職員に占める割合は、93.4%である。
 2 加算対象者とは、特地又はへき地の勤務公署に勤務する、自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上である者等をいう。

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	128人	14人	25人	2人	1人	6人	0人	0人	0人	0人	0人	176人	34,727円

第10表 職員の管理職手当の支給状況

区分 組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
知事部局	局長	地方機関の長	部長技監	事業監	課長	担当課長 地方機関の課長	地方機関の主幹			
学校					校長			教頭 事務長		
警察本部				参事官	課長 署長	上席管理官 副署長				
受給者	12人	25人	92人	117人	1,549人	628人	110人	1,591人		

(注) 1 職名は、それぞれの区分に対応する主なものであり、受給者欄に掲げる人数は、すべての受給者の合計である。
 2 事業監とは、対策監、推進監等をいう。
 3 学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

第11表 職員の地域手当の支給状況

区分	支給割合					
	計	非支給	8.5%	15%	16%	20%
人員 (構成比)	55,677人 (100%)	10人 (0.0%)	55,572人 (99.8%)	2人 (0.0%)	51人 (0.1%)	42人 (0.1%)
平均手当月額	31,209円	0円	31,122円	62,303円	100,352円	67,573円

(注) 人員及び平均手当月額には、異動保障によるものを含む。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級計	職務の級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
行政職給料表	286	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	91		5	27	25	34						
教育職給料表(一)	650	32	618									
教育職給料表(二)	317		305		12							
研究職給料表	15		13		2							
医療職給料表(二)	9				9							
医療職給料表(三)	13				11		2					
福祉職給料表	4			3		1						
給料表計	1,385											
60歳	439											
61歳	339											
62歳	353											
63歳	210											
64歳	44											

(注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

2 教育職給料表(二)特2級は、該当人員0であるため欄を設けていない(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	職務の級計	職務の級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
行政職給料表	254	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
教育職給料表(一)	584	17	567									
教育職給料表(二)	994		994									
教育職給料表(三)	4		4									
研究職給料表	16		16									
医療職給料表(二)	8			8								
医療職給料表(三)	9			9								
福祉職給料表	5		5									
給料表計	1,874											
60歳	268											
61歳	308											
62歳	355											
63歳	390											
64歳	553											

第13表 職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較

区 分	令和4年4月	令和3年4月	令和2年4月
ラスパイレス指数	101.3	102.1	102.5

(注) 上記指数は、各年の地方公務員給与実態調査（総務省）による愛知県の指数を表し、国を100としたものである。

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和5年4月現在における県内民間事業所の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

愛知県人事委員会、名古屋市人事委員会、人事院及び各県等の人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
4,057事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により38層に層化し、これらの層から550事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第14表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

行政職相当職種が21,772人（初任給関係1,121人、初任給関係以外20,651人）であり、その他の職種が1,116人（初任給関係25人、初任給関係以外1,091人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は346,440人であり、このうち行政職相当職種は328,030人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	38	11	7	8	8	4
製造業	160	25	35	15	61	24
電気・ガス・熱供給 ・水道業，情報通信 業，運輸業，郵便業	68	11	18	11	23	5
卸売業，小売業	36	4	7	8	13	4
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	20	6	5	4	4	1
教育，学習支援業， 医療，福祉，サービス業	86	21	8	18	31	8
産業計	408	78	80	64	140	46

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が17所、調査不能の事業所が125所あった。
- 2 調査対象事業所550所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所17所を除いた533所に占める調査完了事業所408所の割合（調査完了率）は、76.5%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業
(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大学卒	212,463	213,283	210,662	215,394
		短大卒	181,547	178,125	※ 187,126	x
		高校卒	179,098	176,902	180,153	191,243
	新卒事務員	大学卒	210,368	209,610	211,226	215,233
		短大卒	177,879	※ 177,374	※ 181,080	x
		高校卒	176,492	173,274	184,450	※ 171,714
	新卒技術者	大学卒	216,501	222,190	209,995	※ 216,882
		短大卒	※ 188,746	※ 181,577	※ 191,390	—
		高校卒	180,571	179,155	178,245	※ 206,967
そ の 他	新卒高等学校教諭	大学卒	※ 222,171	—	※ 222,171	—
	新卒研究員	大学卒	※ 208,700	※ 208,700	—	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	※ 230,200	※ 229,850	x	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された者を言う。
なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「大学卒」には大学院修了を、「短大卒」には高等専門学校卒を含まない。
- 4 ※印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。
- 5 「x」は、調査実人員1人の場合である。

第16表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	43	54.7	816,215	16,337	799,878	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
工場長	16	54.5	665,255	0	665,255	構成員50人以上の工場長の長 （取締役兼任者を除く。）
事務部長	629	53.0	732,233	1,312	730,921	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技術部長	439	53.1	701,517	5,695	695,822	
事務部次長	311	51.7	606,577	5,601	600,976	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	203	53.1	666,109	4,019	662,090	中間職（部長-課長間）
事務課長	1,326	50.1	616,225	12,419	603,806	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
技術課長	1,260	51.6	622,164	12,760	609,404	
事務課長代理	521	47.7	530,470	44,142	486,328	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技術課長代理	361	47.6	530,030	49,683	480,347	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
事務係長	1,523	45.4	490,655	64,058	426,597	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,630	45.1	546,343	78,153	468,190	
事務主任	1,109	43.6	413,307	48,147	365,160	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	1,366	40.8	456,324	73,477	382,847	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事務係員	5,404	38.9	341,009	42,033	298,976	
技術係員	4,510	36.1	369,183	61,958	307,225	

(注) 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員は部次長、課長と係長の間に位置付けられる従業員は課長代理、係長と係員の間に位置付けられる従業員は主任に含めて比較をしている。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
				きまっ て 支給す る 給 与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	39	54.7	844,702	18,375	826,327	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	13	54.6	700,402	0	700,402	構成員50人以上の工場長の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	415	53.3	780,690	1,017	779,673	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	329	53.5	749,428	5,633	743,795	
	事 務 部 次 長	197	51.7	651,159	3,213	647,946	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
	技 術 部 次 長	147	53.5	704,374	4,247	700,127	中間職（部長-課長間）
	事 務 課 長	966	50.4	644,463	12,915	631,548	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	1,000	52.2	643,331	10,343	632,988	
	事 務 課 長 代 理	359	48.0	558,246	46,176	512,070	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	技 術 課 長 代 理	307	47.8	543,763	51,595	492,168	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	事 務 係 長	1,043	45.7	508,240	66,169	442,071	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,135	45.2	574,059	83,136	490,923	
	事 務 主 任	729	43.9	429,554	52,356	377,198	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
	技 術 主 任	1,006	40.8	477,314	79,487	397,827	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事 務 係 員	3,462	39.3	352,319	45,911	306,408		
技 術 係 員	3,199	36.1	379,957	66,259	313,698		

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	3	53.3	591,023	0	591,023	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
工場長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の工場長 (取締役兼任者を除く。)
事務部長	172	52.0	600,799	2,090	598,709	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技術部長	85	52.1	557,048	1,359	555,689	
事務部次長	88	51.5	546,510	10,139	536,371	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	43	51.6	515,659	2,166	513,493	中間職(部長-課長間)
事務課長	296	49.3	493,593	8,704	484,889	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技術課長	200	47.9	496,639	30,292	466,347	
事務課長代理	141	47.3	479,105	43,397	435,708	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技術課長代理	46	46.0	450,950	42,842	408,108	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
事務係長	371	44.7	430,429	60,763	369,666	係の長及び係長級専門職
技術係長	410	44.7	429,874	60,356	369,518	
事務主任	295	42.5	375,348	38,796	336,552	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	289	41.7	384,001	50,545	333,456	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
事務係員	1,576	37.9	312,616	33,940	278,676	
技術係員	1,144	36.2	331,848	47,629	284,219	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

4 企業規模50人以上100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	1	x	x	x	x	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
工場長	2	54.0	551,250	0	551,250	構成員50人以上の工場長の長 （取締役兼任者を除く。）
事務部長	42	52.4	573,057	2,362	570,695	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
技術部長	25	50.4	543,037	20,761	522,276	
事務部次長	26	52.3	488,186	7,952	480,234	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職
技術部次長	13	51.9	526,645	6,499	520,146	中間職（部長-課長間）
事務課長	64	47.6	451,901	16,002	435,899	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
技術課長	60	48.3	463,525	20,241	443,284	
事務課長代理	21	45.6	410,356	19,588	390,768	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
技術課長代理	8	49.1	443,633	15,140	428,493	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
事務係長	109	43.8	383,709	39,761	343,948	
技術係長	85	46.0	441,354	43,920	397,434	係の長及び係長級専門職
事務主任	85	42.9	351,165	30,509	320,656	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
技術主任	71	38.1	359,088	55,550	303,538	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
事務係員	366	37.2	291,578	18,011	273,567	
技術係員	167	35.0	300,426	29,455	270,971	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手を除く。	
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	6	54.4	390,519	30,919	359,600	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	6	56.4	252,541	4,683	247,858	
	用 務 員	1	x	x	x	x	
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	—	—	—	—	—	
	一 等 航 海 士 ・ 一 等 機 関 士	—	—	—	—	—	
	二 等 航 海 士 ・ 二 等 機 関 士	—	—	—	—	—	
	三 等 航 海 士 ・ 三 等 機 関 士	—	—	—	—	—	
	運 航 士	—	—	—	—	—	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—	
	甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—	
	甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	18	60.7	910,341	25,911	884,430	
	大 学 教 授	109	56.7	813,830	29,829	784,001	
	大 学 准 教 授	94	48.3	673,053	34,683	638,370	
	大 学 講 師	45	45.9	679,425	109,082	570,343	
	大 学 助 教	68	41.1	706,480	163,237	543,243	
	高 等 学 校 校 長	2	59.5	757,520	0	757,520	
	高 等 学 校 教 頭	12	56.9	670,055	13,340	656,715	
	高 等 学 校 教 諭	110	42.3	471,410	12,407	459,003	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまっ て 支給す る 給 与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
							円
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	1	x	x	x	円 x 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)	
	研究部(課)長	28	52.3	739,632	0	739,632	2室(係)以上又は構成員7人以上の部 (課)の長
	研究室(係)長	28	44.8	629,418	357	629,061	構成員3人以上の室(係)の長
	主任 研 究 員	20	42.4	483,050	28,772	454,278	下記研究員より上位の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部(課)長及び研究 室(係)長を除く。)
	研 究 員	53	37.4	413,244	58,985	354,259	
	研 究 補 助 員	29	46.4	432,437	4,637	427,800	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	58.5	1,656,574	0	1,656,574	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	2	59.0	1,841,350	0	1,841,350	上記病院長に事故等のあるときの職務代行 者
	医 科 長	4	53.3	1,548,326	11,425	1,536,901	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	22	43.4	1,283,652	44,191	1,239,461	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
	薬 局 長	4	53.1	591,250	28,754	562,496	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	23	39.3	375,689	12,957	362,732	
	診療放射線技師	20	38.9	375,389	10,149	365,240	
	臨床検査技師	19	47.4	409,140	9,037	400,103	
	栄 養 士	35	36.0	296,406	22,072	274,334	
	理学療法士	62	34.0	315,330	14,183	301,147	
	作業療法士	42	32.5	302,509	10,437	292,072	
	総 看 護 師 長	2	59.1	465,233	0	465,233	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	41	50.3	486,456	16,131	470,325	部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師	143	37.8	371,797	26,035	345,762		
准 看 護 師	40	42.5	289,330	4,932	284,398		

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	59	54.6	767,864	11,105	756,759
大 学 卒	39	54.5	812,068	10,937	801,131
短 大 卒	4	54.2	663,880	0	663,880
高 校 卒	16	55.1	679,750	13,667	666,083
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,068	53.0	720,463	2,991	717,472
大 学 卒	838	52.9	738,628	2,761	735,867
短 大 卒	72	53.9	685,790	703	685,087
高 校 卒	154	53.7	625,830	5,630	620,200
中 学 卒	4	49.0	497,802	0	497,802
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	514	52.4	635,883	4,822	631,061
大 学 卒	379	52.1	652,685	4,867	647,818
短 大 卒	33	53.3	573,895	10,502	563,393
高 校 卒	100	53.6	574,699	2,897	571,802
中 学 卒	2	52.3	604,780	0	604,780
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	2,586	50.9	619,210	12,590	606,620
大 学 卒	1,825	50.6	628,027	13,284	614,743
短 大 卒	189	50.8	615,083	7,345	607,738
高 校 卒	559	52.4	576,521	10,197	566,324
中 学 卒	13	48.8	634,553	59,490	575,063

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	882	47.6	530,278	46,568	483,710
大 学 卒	582	46.4	530,172	46,260	483,912
短 大 卒	78	48.7	524,948	51,805	473,143
高 校 卒	213	50.3	532,699	45,907	486,792
中 学 卒	9	49.1	525,839	36,041	489,798
事務係長・技術係長	3,153	45.3	520,961	71,729	449,232
大 学 卒	1,890	43.4	522,886	70,350	452,536
短 大 卒	277	48.7	512,092	68,769	443,323
高 校 卒	956	49.1	516,832	75,268	441,564
中 学 卒	30	51.2	573,556	109,436	464,120
事務主任・技術主任	2,475	42.0	437,723	62,524	375,199
大 学 卒	1,409	39.3	428,223	57,384	370,839
短 大 卒	270	44.4	451,837	70,933	380,904
高 校 卒	736	45.6	444,053	66,336	377,717
中 学 卒	60	51.1	524,743	100,356	424,387
事務係員・技術係員	9,914	37.5	355,351	52,176	303,175
大 学 卒	6,158	35.2	364,845	55,860	308,985
短 大 卒	1,001	44.2	345,995	40,978	305,017
高 校 卒	2,710	40.2	336,971	47,671	289,300
中 学 卒	45	49.8	359,862	48,707	311,155

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	52	54.7	801,391	12,860	788,531
大 学 卒	34	54.5	850,465	12,704	837,761
短 大 卒	3	55.3	724,934	0	724,934
高 校 卒	15	54.9	698,051	15,187	682,864
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	744	53.4	768,559	2,808	765,751
大 学 卒	616	53.2	780,922	2,579	778,343
短 大 卒	49	54.0	722,684	351	722,333
高 校 卒	78	54.8	673,520	6,752	666,768
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	344	52.7	680,521	3,784	676,737
大 学 卒	280	52.4	686,421	3,669	682,752
短 大 卒	19	54.3	600,397	7,946	592,451
高 校 卒	44	54.6	660,894	3,405	657,489
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	1,966	51.3	643,881	11,591	632,290
大 学 卒	1,441	51.0	647,327	12,443	634,884
短 大 卒	142	51.4	642,762	5,719	637,043
高 校 卒	377	53.3	622,098	8,160	613,938
中 学 卒	6	52.8	698,985	74,403	624,582

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	666	47.9	551,148	48,832	502,316
大 学 卒	447	46.6	548,003	49,179	498,824
短 大 卒	58	49.2	540,561	46,591	493,970
高 校 卒	155	50.6	561,845	49,350	512,495
中 学 卒	6	52.7	584,022	34,901	549,121
事務係長・技術係長	2,178	45.4	544,081	75,408	468,673
大 学 卒	1,311	43.4	541,172	72,332	468,840
短 大 卒	205	49.0	531,567	73,131	458,436
高 校 卒	640	50.0	555,496	84,276	471,220
中 学 卒	22	52.3	608,310	120,326	487,984
事務主任・技術主任	1,735	42.1	457,532	68,249	389,283
大 学 卒	983	39.3	443,406	60,684	382,722
短 大 卒	201	43.6	474,538	79,426	395,112
高 校 卒	507	46.0	469,508	74,678	394,830
中 学 卒	44	53.1	575,774	120,177	455,597
事務係員・技術係員	6,661	37.6	366,830	56,594	310,236
大 学 卒	4,238	35.1	374,585	60,347	314,238
短 大 卒	692	44.6	356,675	44,583	312,092
高 校 卒	1,710	41.0	352,041	52,060	299,981
中 学 卒	21	50.3	378,855	51,618	327,237

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	4	53.4	553,430	0	553,430
大 学 卒	2	52.1	591,383	0	591,383
短 大 卒	1	x	x	x	x
高 校 卒	1	x	x	x	x
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	257	52.1	584,721	1,821	582,900
大 学 卒	175	51.8	586,227	2,241	583,986
短 大 卒	19	53.2	608,886	1,870	607,016
高 校 卒	60	52.7	580,741	812	579,929
中 学 卒	3	50.5	494,237	0	494,237
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	131	51.5	535,564	7,310	528,254
大 学 卒	80	51.0	541,947	8,579	533,368
短 大 卒	7	53.7	568,748	21,195	547,553
高 校 卒	43	52.4	511,601	1,690	509,911
中 学 卒	1	x	x	x	x
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	496	48.7	494,893	17,915	476,978
大 学 卒	320	47.9	500,530	18,429	482,101
短 大 卒	38	48.4	492,321	17,619	474,702
高 校 卒	134	50.9	481,130	15,550	465,580
中 学 卒	4	46.7	526,618	52,239	474,379

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
事務課長代理・技術課長代理	187	47.0	471,475	43,247	428,228
大 学 卒	119	46.1	478,836	40,130	438,706
短 大 卒	17	47.7	477,115	72,703	404,412
高 校 卒	48	49.0	457,895	39,125	418,770
中 学 卒	3	41.1	396,849	38,569	358,280
事務係長・技術係長	781	44.7	430,113	60,531	369,582
大 学 卒	467	43.4	442,214	66,397	375,817
短 大 卒	58	46.5	422,092	48,848	373,244
高 校 卒	251	46.6	411,041	52,904	358,137
中 学 卒	5	48.5	411,550	47,431	364,119
事務主任・技術主任	584	42.1	379,909	44,988	334,921
大 学 卒	355	39.1	381,612	48,538	333,074
短 大 卒	54	47.8	375,184	41,759	333,425
高 校 卒	164	46.3	376,687	38,830	337,857
中 学 卒	11	42.7	398,369	44,935	353,434
事務係員・技術係員	2,720	37.1	321,882	40,536	281,346
大 学 卒	1,673	35.8	334,939	42,991	291,948
短 大 卒	257	42.7	314,641	31,018	283,623
高 校 卒	772	37.8	294,502	37,897	256,605
中 学 卒	18	48.5	329,226	48,105	281,121

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。
「x」は、調査実人員が1人の場合である。

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
支 店 長 ・ 工 場 長	3	56.2	559,800	0	559,800
大 学 卒	3	56.2	559,800	0	559,800
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	—	—	—	—	—
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	67	51.7	561,836	9,240	552,596
大 学 卒	47	51.0	558,383	7,267	551,116
短 大 卒	4	56.3	565,078	0	565,078
高 校 卒	16	52.7	570,897	16,878	554,019
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	39	52.2	500,646	7,481	493,165
大 学 卒	19	51.2	506,543	10,980	495,563
短 大 卒	7	51.0	526,051	3,446	522,605
高 校 卒	13	54.1	478,842	4,590	474,252
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	124	47.9	457,495	18,042	439,453
大 学 卒	64	47.7	455,792	22,696	433,096
短 大 卒	9	49.1	517,378	49	517,329
高 校 卒	48	48.4	435,153	13,630	421,523
中 学 卒	3	43.6	653,262	39,178	614,084

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
事務課長代理・技術課長代理	29	46.5	419,150	18,413	400,737
大 学 卒	16	43.5	404,595	12,603	391,992
短 大 卒	3	45.5	500,568	30,517	470,051
高 校 卒	10	51.6	420,717	24,386	396,331
中 学 卒	—	—	—	—	—
事務係長・技術係長	194	44.8	409,125	41,595	367,530
大 学 卒	112	43.6	406,020	39,702	366,318
短 大 卒	14	49.6	394,245	41,503	352,742
高 校 卒	65	45.9	414,409	42,333	372,076
中 学 卒	3	43.8	485,736	99,599	386,137
事務主任・技術主任	156	40.7	354,682	41,625	313,057
大 学 卒	71	39.5	366,417	37,476	328,941
短 大 卒	15	46.8	337,640	29,941	307,699
高 校 卒	65	39.7	349,579	49,355	300,224
中 学 卒	5	51.3	316,393	34,906	281,487
事務係員・技術係員	533	36.5	294,348	21,593	272,755
大 学 卒	247	34.4	305,552	21,664	283,888
短 大 卒	52	42.3	282,010	15,904	266,106
高 校 卒	228	37.3	284,240	22,616	261,624
中 学 卒	6	50.0	303,787	26,833	276,954

(注) 職種名に該当する者の区分は、第16表の備考に同じ。

第18表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規 模 計	% 70.1	% (59.3)	% (39.1)	% (1.6)	% 29.9
	500人以上	91.8	(64.0)	(36.0)	—	8.2
	100人以上 500人未満	58.9	(53.0)	(43.6)	(3.4)	41.1
	50人以上 100人未満	23.0	(36.5)	(51.7)	(11.8)	77.0
高校卒	規 模 計	47.1	(62.5)	(37.5)	—	52.9
	500人以上	60.9	(68.6)	(31.4)	—	39.1
	100人以上 500人未満	38.8	(55.8)	(44.2)	—	61.2
	50人以上 100人未満	19.6	(28.6)	(71.4)	—	80.4

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		83.0%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		67.3%
家 族 手 当 制 度 が な い		17.0%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	12,887円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,060円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,036円

(注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は81.1%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
59.2	(38.9)	(61.1)	40.8

(注) () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額										
	~1,000円	~2,000円	~3,000円	~4,000円	~5,000円	~6,000円	~7,000円	~8,000円	~9,000円	~10,000円	10,001円~
光熱費の負担増への配慮のみ		23.9%	64.9%							11.2%	

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	53.8	46.2	47.7	52.3	47.5	52.5
500人以上	52.5	47.5	45.4	54.6	44.1	55.9
100人以上 500人未満	56.6	43.4	49.7	50.3	51.4	48.6
50人以上 100人未満	48.6	51.4	49.8	50.2	48.8	51.2

第22表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級 (行政職給料表)	民間従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
10級 9級	支店長 工場長 部部長 部部長		
8級		支店長 工場長 部部長	
7級	課長		支店長 工場長 部部長
6級			支店長 工場長 部部長
5級	課長代理	課長	課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級	主任	係長	係長
2級		主任	主任
1級	係員	係員	係員

3 生計費関係

令和5年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和5年4月の全国の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、「家計調査」（名古屋市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第23表 名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	36,350	36,660	57,720	78,790	99,850
住居関係費	37,270	39,650	36,030	32,400	28,790
被服・履物費	5,180	3,530	5,700	7,880	10,050
雑費Ⅰ	21,780	22,660	43,390	64,120	84,850
雑費Ⅱ	7,500	8,760	12,190	15,610	19,040
計	108,080	111,260	155,030	198,800	242,580

<参考> 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.371	0.584	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.812	0.731	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費Ⅰ	0.178	0.341	0.504	0.667
雑費Ⅱ	0.227	0.315	0.404	0.493

4 労働経済関係

第24表 労働経済指標

その1 全国集計

項目 年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数 (調査産業計)	③ 有効求人 倍率 (季節調整値)	④ 完全 失業率 (季節調整値)	⑤ きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				⑥ 所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)			
	前 期 比 (%)	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	一 般 労 働 者		一 般 労 働 者		一 般 労 働 者		一 般 労 働 者	
					(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
令和4年4月	1.3	△1.1	1.24	2.6	307.9	2.5	370.5	2.1	281.9	2.2	337.4	1.8
5月		△0.9	1.25	2.6	301.2	2.2	362.0	1.5	277.2	1.9	331.6	1.2
6月		△0.6	1.27	2.6	304.0	2.3	365.0	1.7	280.0	2.1	334.5	1.5
7月	△0.3	△0.6	1.28	2.6	303.7	2.0	365.3	1.5	279.1	1.9	333.9	1.2
8月		△0.5	1.31	2.5	301.9	2.3	363.9	1.7	277.7	2.2	333.2	1.5
9月		△0.4	1.32	2.6	304.0	2.6	366.1	2.0	279.7	2.2	335.1	1.6
10月	0.0	△0.5	1.34	2.6	305.3	2.3	368.5	2.0	279.9	1.8	336.0	1.4
11月		△0.3	1.35	2.5	305.7	2.6	368.3	1.9	280.0	2.2	335.5	1.6
12月		△0.3	1.36	2.5	305.9	2.5	368.9	1.9	280.1	2.3	336.0	1.8
令和5年1月	0.9	0.6	1.35	2.4	303.9	1.7	366.1	1.6	279.5	1.7	335.1	1.6
2月		0.6	1.34	2.6	303.5	1.4	366.2	1.3	279.1	1.5	335.0	1.4
3月		0.6	1.32	2.8	306.8	1.0	369.9	1.1	281.6	1.0	337.7	1.1
4月	1.5	0.7	1.32	2.6	310.9	1.0	373.8	1.0	285.1	1.2	341.1	1.1
5月		0.8	1.31	2.6	307.7	2.1	369.2	2.1	283.5	2.2	338.5	2.2
6月		0.6	1.30	2.5	309.5	1.8	371.9	1.9	285.2	1.8	340.9	2.0
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働省							

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫は令和2年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者物価指数 (総合)	⑫ 国内企業物価指数
		一般労働者						名目	実質			
(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
26.0	6.7	33.1	5.9	149.0	12.9	344.1	1.6	△1.4	2.5	9.9		
24.0	5.4	30.4	4.4	137.6	11.7	315.0	△0.9	△3.7	2.5	9.4		
24.0	5.2	30.5	4.3	149.6	12.1	300.5	6.9	4.0	2.4	9.6		
24.6	3.8	31.4	3.0	147.0	12.1	317.6	4.9	1.7	2.6	9.3		
24.2	4.5	30.8	3.8	139.1	11.3	322.4	9.6	5.9	3.0	9.6		
24.3	7.1	31.0	6.2	144.0	12.2	314.0	6.2	2.6	3.0	10.3		
25.4	8.5	32.5	7.8	144.5	12.6	328.7	5.1	0.7	3.7	9.7		
25.7	6.2	32.8	5.4	146.0	12.6	308.1	1.3	△3.1	3.8	9.9		
25.8	4.0	33.0	3.1	144.2	12.6	353.8	2.8	△1.9	4.0	10.6		
24.4	0.8	31.0	0.8	135.7	11.8	331.1	5.3	0.2	4.3	9.6		
24.5	0.4	31.2	0.6	139.7	12.0	298.7	4.7	0.8	3.3	8.3		
25.2	0.7	32.2	1.0	145.8	12.5	340.0	△1.1	△4.7	3.2	7.4		
25.7	△1.1	32.8	△1.0	148.3	12.6	334.2	△2.9	△6.7	3.5	6.1		
24.2	0.8	30.7	0.9	140.9	11.7	311.8	△1.0	△4.6	3.2	5.3		
24.3	1.2	31.0	1.6	149.7	11.9	298.4	△0.7	△4.4	3.3	4.3		
働 省						総 務 省					日本銀行	

その2 愛知県集計

項目 年月	① 常用雇用 指数 (調査産業計)	② 有効求人 倍率 (季節調整値)	③ 完全失 業率 (季節調整値)	④ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑤ 所定内給与 (調査産業計)	
	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
令和4年4月	△0.5	1.35	2.4	314.2	1.7	283.7	1.8
5月	△1.0	1.36		303.0	1.0	276.3	1.5
6月	△0.5	1.37		307.8	0.4	280.2	0.9
7月	△0.5	1.37	2.0	309.4	1.1	281.2	2.0
8月	△1.2	1.40		304.5	1.2	277.0	1.3
9月	△1.7	1.41		310.1	2.7	281.8	2.2
10月	△2.9	1.43	1.8	309.8	2.1	280.1	1.1
11月	△2.9	1.43		313.7	2.6	283.6	2.3
12月	△3.0	1.44		313.7	2.4	283.8	2.9
令和5年1月	△2.5	1.42	2.0	309.4	1.5	281.6	2.0
2月	△2.5	1.40		312.5	1.8	283.2	1.8
3月	△2.5	1.34		317.2	2.3	286.5	2.6
4月	△2.5	1.32	2.1	321.8	2.3	291.1	2.5
5月	△2.0	1.32		318.2	5.0	289.7	4.8
6月	△2.0	1.35		320.6	4.2	290.5	3.6
資料出所	愛知県県民文化局 県民生活部統計課	愛知労働局	愛 知 県 県 民 文 化 局 県 民				

(注) 1 ①、④、⑤、⑩は、令和2年基準である。

2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は、事業所規模30人以上の数値である。

⑥ 所定外給与 (調査産業計)	⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯] (名古屋市・勤労者世帯)		⑩ 消費者 物価指数 (総合・名古屋市)
			名	目	
(千円)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
30.6	151.1	15.1	381.6	12.8	2.4
26.8	134.9	13.2	344.6	35.1	2.6
27.6	149.2	14.0	287.2	0.5	2.2
28.1	148.6	14.1	342.8	14.3	2.5
27.6	135.5	12.6	317.8	25.0	3.1
28.3	146.4	14.5	378.5	43.1	3.5
29.7	146.8	14.7	400.7	42.1	4.4
30.1	149.6	15.0	446.2	76.1	4.4
29.9	146.0	14.9	376.4	26.3	4.6
27.8	132.7	13.0	348.0	16.8	5.0
29.3	141.0	13.9	286.6	9.5	3.7
30.7	148.6	14.4	322.4	△18.0	3.7
30.7	150.5	14.8	296.2	△22.4	3.7
28.6	139.9	13.4	302.3	△12.3	3.5
30.1	152.0	13.9	299.5	4.3	3.5
生活部統計課			総務省		